

植物防疫法施行規則、輸入植物検疫規程及び関係告示の一部改正について

令和 7 年 11 月
消費・安全局植物防疫課

1. 現行制度の概要

- (1) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項において、輸入する植物又は指定物品及びこれらの容器包装（以下「植物等」という。）は、輸出国の政府機関が「検疫有害動植物」が付着していないことを検査により確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならないとされている。
- (2) 法第 6 条第 1 項の各号において検査証明書の添付を要しない場合が規定されており、このうち同項第 2 号において、農林水産省令で定める国から輸入する植物等であって、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものを規定している。
- (3) 現行、輸出国の政府機関と電気通信回線を通じた情報のやりとりを行っている国はないことから、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）において、法第 6 条第 1 項第 2 号に該当する国は規定されていない。
- (4) また、法第 8 条第 1 項に基づく検査の結果、「検疫有害動植物」があった場合には、法第 9 条第 1 項の規定により消毒又は廃棄処分とすることとされており、当該処分の基準は、輸入植物検疫規程（昭和 25 年農林省告示第 206 号。以下「規程」という。）第 3 条に規定している。そのうち、規程第 3 条第 3 項第 1 号において、法第 6 条第 1 項の検査証明書又はその写しが植物等に添付されているものの、法第 6 条第 2 項の基準に適合していない場合の処分の基準が規定されている。
- (5) その他、法第 7 条第 1 項において、同項各号に掲げる輸入禁止品を輸入してはならない旨規定しており、同項第 1 号において、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるものと規定している。
- (6) これを受けて、規則第 9 条第 1 号において、輸入を禁止する地域及び植物を規則別表 2 に定める旨を規定しているところ、規則別表 2 の各号において、同表付表に規定するもののうち農林水産大臣が定める基準（以下「関係告示」という。）に適合したものは除くとされており、その基準の一つとして、検査証明書が添付してあるものであることを規定している。

2. 改正の趣旨

(1) 規則の一部改正

今般、米国、アルゼンチン、大韓民国及びチリとの調整の結果、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信できることが確認された。

このため、規則第5条の2を新設し、法第6条第1項第2号に基づき、検査証明書の添付を要しない国として、米国、アルゼンチン、大韓民国及びチリを規定するものとする。また、規則別表2の2の備考を新設し、規則第5条の2から植物等を輸入する場合であって、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、当該記録をもって検査証明書又はその写しの添付に代えることができる旨を規定することとする。

(2) 規程及び関係告示の一部改正

(1)の改正に伴い、規則第5条の2に新しく規定する国に関連する関係告示において、検査証明書の添付に係る規定に、輸出国政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、当該記録をもって検査証明書又はその写しの添付に代えることができる旨を規定することとする。

4. 今後の予定

令和7年11月～12月	パブリックコメント募集
令和8年1月下旬	改正省令・関係告示の官報公示
令和8年3月下旬	改正省令・関係告示の施行